

泉南市公告第 47 号

シティプロモーション推進事業に係る制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 の規定により、公告します。

令和3年8月 17 日

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1.入札に対する事項

(1) 件名

泉南市移住定住促進リーフレット作成業務

(2) 物品名及び数量

仕様書に定めるとおり。

(3) 納入場所

仕様書に定めるとおり。

(4) 納入期限

仕様書に定めるとおり。

2.入札参加形態

単体企業による参加であること。

3.参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の各項に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(2) 過去 2 年間の間に、泉南市(以下「本市」という。)、国又は他の地方公共団体と本業務と同種業務を 2 回以上受託した者で、これらを誠実に履行した実績を有すること。

(3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申立て中または、更生手続き中でないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立て中または、更生手続き中でないこと。

(5) 泉南市建設工事指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間中でないこと。

(6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを

受けていること。

(7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(8) 泉南市暴力団排除条例(平成 27 年泉南市条例第 27 号)第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係事業者でないこと。

4.入札参加資格申請

(1) 入札参加希望者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本市の制限付一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、令和3年度泉南市入札等参加資格者名簿に登録がある者は、⑥⑦⑧⑨⑩の書類を省略することができる。

① 入札参加資格審査申請書(様式第1号)

② 同種業務実績報告書(様式第2号)

③ ②に係る直近2年間に本業務と同種に関する業務を受託した契約書全部の写し及び完了届

④ 質疑回答等の連絡先に関する調書(様式第3号)

⑤ 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

⑥ 印鑑証明書の写し(官公庁発行様式)

⑦ 使用印鑑届(様式第5号)

⑧ 委任状(様式第6号) (本社以外の支店等で申請や契約を行う場合に必要)

⑨ 法人登記簿謄本の写し (官公庁発行様式)

⑩ 下記に掲げる納税証明書又は未納がない旨の証明書の写し

・国税(法人税及び消費税): 税務署発行様式その3の3

・本社及び委任先の都道府県税(法人事業税) : 直近2期分

・本市に本店または営業所等をおく者は泉南市税

(2) 上記①から⑩の申請書類を、「5. 入札参加資格申請書等の交付及び提出期間・送付先」に記載のとおり郵送にて提出すること。

(3) 提出された申請書類等は、返却しない。

5.入札参加資格申請書の交付及び提出期間・送付先

(1) 入札参加希望者は、入札参加資格申請書の関係書類のすべてを①期間中に本市ホームページからダウンロードし、②送付先まで郵送にて提出すること。なお、電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

①交付及び提出期間: 令和3年8月17日(火)から令和3年9月3日(金)午後5時30分必着

②送付先: 〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 総合政策部 政策推進課 企画係 宛

(2) 郵送にて提出する封筒の表面には、入札参加者の住所・商号または名称・代表者名および入札参加申請書在中を明記すること。

- (3) 申請書類の到着連絡については行わないため、入札参加希望者自身で確認できる方法で郵送すること。なお、郵送方法については特に指定しない。
- (4) 提出期間を過ぎて到着した入札参加資格申請書は無効とする。

6.入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格申請の書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者(以下、「入札参加者」という。)には、入札参加資格確認通知書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その理由を付して通知する。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付は令和3年9月7日(火)に電子メールで送信するとともに、後刻郵便でも送付する。
- (3) 入札参加資格を認められなかった者には、その理由について説明を求めることができる。
 - ①請求期限： 令和3年9月9日(木)
 - ②回答期日： 令和3年9月13日(月)

7.仕様書等に関する質疑及び回答

- (1) 仕様書等に関する質疑があるときは、質問受付期間内に質疑書(様式第7号)を作成し、電子メールを利用して提出すること。郵送や口頭、電話による質問は受け付けない。電子メール送信後、必ず電話で「22.問い合わせ先」へ受信確認を行うこと。受信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。
 - ①提出期限： 令和3年8月17日(水)から令和3年9月3日(金)正午まで
 - ②送信先： 泉南市役所 総合政策部 政策推進課
電子メールアドレス：seisaku@city.sennan.lg.jp
件名は「泉南市移住定住促進リーフレット作成業務 仕様書質疑 (商号または名称)」とすること。
- (2) すべての質疑と回答をとりまとめ一覧表を作成し、令和3年9月7日(火)の午前中に、入札参加者全員に対して「質疑回答等の連絡先に関する調書」(様式第3号)に記載している連絡先へ電子メールで送信するとともに本市ホームページにて公開する。なお、質問に対する回答は、仕様書等への追加または修正とみなす。

8.入札に参加できない者

- (1) 本件の入札参加資格確認通知書において、入札参加資格がないと判断された者。
- (2) 本件の入札参加資格を確認された者であっても、入札までの間に本市の指名停止等を受けた者。
- (3) 入札参加辞退届(様式第9号)を提出した者。

9.入札保証金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が当市指定の期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収する。

10. 契約条項を示す場所及び期間

泉南市財務規則(昭和59年泉南市規則第4号)、泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年制定)、泉南市暴力団等排除措置要綱(平成22年制定)等については、本市ホームページを参照すること。

11. 入札方法

- (1) 入札書(様式第8号)は、事前に本市ホームページからダウンロードした様式を使用すること。
- (2) 入札書は「13. 入札書の提出期限等」に基づき、任意の封筒に必要書類を同封して郵送にて提出すること。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認める。
- (3) 入札参加資格確認通知書において認定を受けたものの、入札を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式第9号)を速やかに提出すること。
- (4) 入札回数は3回を限度とする。落札該当者がいない場合は1回目を不調とし、2回に限り再度の入札を行うものとする。2回目以降の入札を行う場合は、別途指示する。
- (5) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 本入札については、最低制限価格を設けない。
- (7) 本入札において、参加を辞退した者または無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

12. 予定価格の公表(事後公表)

落札者決定後に公表する。

13. 入札書の提出期限等

- (1) 提出期限(入札執行日時): 令和3年9月15日(水)午後3時00分必着
- (2) 送付先(提出先): 〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号
泉南市役所 総合政策部 政策推進課 企画係 宛
- (3) 留意事項
 - ① 入札書の提出に際しては、郵送による入札書の提出とし、別紙1「郵便入札について」を参照の上、必要書類を同封し、封かん(糊付け)して、発送すること。
 - ② 提出する封筒の表面には、件名・入札参加者の住所・商号または名称・代表者名および入札書在中を明記すること。

- ③封筒の裏面の継ぎ目 3 箇所を使用印を押印すること。

14.開札

(1) 開札日時:令和3年9月 15 日(水)午後4時 00 分

- (2) 開札場所:泉南市役所 総合政策部 政策推進課(本館2階)

(3) 留意事項

- ①開札の立会いを希望する者は、開札日前日までに「22.問合せ先」へ連絡すること。
- ②入札者で開札の立会いを希望する者は、開札時刻の 10 分前までに来場すること。開札時刻までに来場しない場合は、待つことなく開札するものとする。
- ③開札に際し、入札者が立会わないときは、当該入札事務に関係ない泉南市職員が立会うものとする。

15.落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (3) 市長は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。

16.入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札要領及び入札要項において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 本件の入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、入札に参加する資格のない者が提出した入札は無効とする。
- (3) 提出期限に遅れた者が提出した入札は無効とする。

17.入札の中止等

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

18.契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、落札金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する事ができる。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを補填する履行保証保険契約を締結した場合。
- (2) 落札者が過去2年間の間に本市、国又は他の地方公共団体と類似及び規模をほぼ同じくす

る契約を複数回にわたって履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し、本市が承認した場合。

19.契約の締結

- (1) 契約書の作成を要する。ただし、内容については双方協議の上、作成すること。
- (2) 落札者は、落札決定後、指定した日(令和3年9月24日(金)を予定)までに契約を締結しなければならない。期間内に契約を締結しない場合は、落札者としての権利を失う。
- (3) 契約期間中に泉南市建設工事等指名停止要綱または泉南市暴力団等排除措置要綱に該当する行為があったとき、本市は当該仮契約を解除することができるものとする。この場合、本市は一切の責を負わない。

20.支払条件

納入検査合格後、契約者からの請求により一括で支払う。

21.その他

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、泉南市財務規則、入札要領、入札要項を遵守すること。
- (2) 本入札に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

22.問合せ先

〒590-0592 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 総合政策部 政策推進課 企画係(本館2階)

電話:072-483-0004(直通)/電子メール seisaku@city.sennan.lg.jp